

GMO後払い加盟店規約

この規約（以下「本規約」といいます。）は、GMOペイメントサービス株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する、インターネットにおける商取引の決済等のサービスである「GMO後払い」（第2条第3項第1号で定義します。）を導入することに関する基本的な条件を定めるものです。

第1章 加盟店契約

第1条 （加盟店契約の成立）

1. 本サービス（第2条第1項で定義します。）は、当社と加盟店との加盟店契約（本規約で定める条件に関する当社と加盟店との合意）に基づいて提供されます。
2. 本サービスの加盟店になろうとする者（以下「申込者」といいます。）は、当社との間に前項のとおりの内容の契約が成立することに同意し、当社に対して次の書類を提出して本サービスを申し込むものとします。
 - ① 必要事項を漏れなく記入し、代表者の記名押印をした、当社所定の加盟店申込書
 - ② 当社指定の必要書類及び審査用資料
3. 当社は、前項の申込内容を承諾するか否かを審査し、その結果を申込者に通知します。承諾通知の到達した時点で加盟店契約は、本規約、加盟店申込書、料金表及びこれらに付帯する覚書の記載事項を契約内容として成立します。なお、申込から相当期間内に申込者が何らの通知も受領しない場合には、申込が拒絶されたものとみなされます。
4. 当社は、申込を承諾するか否かの完全な裁量権を持ち、承諾が不適当と判断した場合（当社が次の各事項のいずれかに該当すると判断する場合がありますが、これに限られません。）、申込を承諾しないことがあります。その場合でも、申込者は、当社の判断に対して、異議の申立てや理由の開示を求めることはできないものとします。
 - ① 申込者が虚偽の事実を申告したとき
 - ② 申込者がその責に帰すべき事由により、過去に当社との加盟店契約又はこれに類似する他社との契約を解除されたことがあるとき
 - ③ 申込者において他の債務の支払遅滞、顧客からの重大な苦情、行政機関からの指導等により、その信用性に疑問が生じているとき
 - ④ 申込者に対する本サービスの提供が当社の業務の支障、システムの不具合等を発生させるおそれがあるとき
 - ⑤ 申込者が必要な資料又は当社が必要と判断する資料を提出しないとき

第2章 本サービスの内容

第2条 (本サービスの内容)

1. 当社が加盟店に提供する本サービスの内容は、以下のとおりとします。
 - ① 加盟店が当社へのデータ伝送等を行うために利用する管理画面及び説明資料（媒体は問いません。）を提供すること
 - ② 加盟店がGMO後払い（第2条第3項第1号で定義します。）の利用を希望する顧客との売買契約（以下「売買契約」といいます。）のうち本サービスの対象となる取引（以下、「対象取引」といいます。）について、GMO後払いの提供の可否を決定するため、当該顧客の信用状況を審査（以下「与信審査」といいます。）すること
 - ③ 加盟店の顧客に対する対象取引に基づく売買代金債権（売買代金及び送料等の付帯費用並びにこれらに対する消費税相当額を含み、以下総称して「売買代金債権」といいます。）を、当該債権の額面から手数料（第14条第1項第1号に定義します。）を控除した額を対価として支払い、譲り受けること
 - ④ 加盟店から提供されるデータ及び情報に基づき当該顧客に対する売買代金債権の請求を行うためのデータ（以下「請求データ」といいます。）を作成し、当該請求データ又はそれに基づき作成した請求書（ウェブ上に表示され、印刷可能な払込票その他顧客に売買代金債権を請求する目的で送付されるすべての書面及び電子データを含みます。以下同じです。）を顧客宛に自ら送付し、又は、請求書のフォーマットを加盟店に送付し、加盟店をして請求書を完成させ、顧客宛に送付させること
 - ⑤ 顧客に対する売買代金債権を、コンビニエンスストア（以下「コンビニ」といいます。）又はゆうちょ銀行による収納代行（以下収納代行を行う事業者等を総称して「収納代行業者」といいます。）、当社指定の銀行口座への振込その他当社が別途定める方法によって回収すること
2. 加盟店は、本サービスを利用するために、次の各要件を満たすものとします。
 - ① 対象取引として、電子商取引等の通信販売により有体的商品を販売する事業者であり、かつ、本サービスを利用できるシステム機器等を保有していること
 - ② 対象取引が、当社が事前に審査し承認したウェブサイト又はカタログ等（以下「承認済みサイト等」といいます。）を顧客に示し、顧客が承認済みサイト等から行った注文に基づき、かつ、対象取引で取引される商品（以下「対象商品」といいます。）の引渡しが行われる売買契約であること
 - ③ 加盟店自身が、当社の加盟店審査に合格していること
 - ④ 本サービスの対象となる承認済みサイト等に、本サービスの利用に関する当社所定の文言（詳細は次項に記載されます。）、ロゴ等が表示されていること
 - ⑤ 加盟店自らが買主となっている販売行為ではないこと
 - ⑥ その他、当社が指定する要件

3. 加盟店は、承認済みサイト等上での表示及びその他任意の方法により、顧客に対して次の各号の内容について告知をし、かつ、顧客から本サービスの内容に関する理解と次の各号についての承諾を得る責任を負うものとします。加盟店がかかる顧客の理解と承諾を得ずに本サービスを利用して生じた紛争の処理については、加盟店が全責任を負い、当社は一切責任を負いません。
 - ① 加盟店が本サービスを利用し、顧客に商品受領後の代金支払という決済手段（以下「GMO後払い」といいます。）を提供していること
 - ② 顧客が、加盟店と締結する売買契約の代金支払方法としてGMO後払いを利用することを選択した場合、本規約に従って、売買契約が成立すると同時に、顧客に対する売買代金債権と対象商品の所有権が加盟店から当社に自動的に譲渡され、当社が売買代金債権を回収するまで対象商品の所有権を留保すること
 - ③ 顧客が売買代金債権の支払を遅延した場合、売買代金債権額に加えて回収事務に係る手数料（以下「回収事務手数料」といいます。）を支払う必要があること、及び、加盟店が当社から別途連携を受けた回収事務手数料に関する条件（金額、徴収日に至る要件等を含みます。）
4. 顧客と対象商品の受取人の氏名若しくは名称又は住所が異なる（贈答品の場合を含みます。）場合、対象商品の配送が完了したこと（以下「着荷」といいます。）の確認その他必要がある場合、当社は受取人に直接連絡を取ることができ、加盟店は顧客に対し、この旨を告知し、顧客から受取人に対し告知させておくものとします。この場合、加盟店は、当社が要求する受取人の情報を当社に報告するものとします。
5. 当社は、顧客による売買代金債権の支払の延滞、対象商品に関するクレーム、売買代金債権の支払請求に対する抗弁の主張又はこれに準ずる顧客との対象取引に関する問題の発生状況等に応じ、当社の判断により、加盟店契約の解除をすることができるものとします。

第3章 本サービスの利用

第3条 （対象取引の成立）

1. 対象取引となる売買契約は、対象商品を販売するウェブサイト上で、顧客が対象商品、その数量、支払方法等の必要事項を選択又は入力し、かつ、当該入力又は選択内容に誤りがないことを表明したうえ、注文ボタン等を押すことにより発信する申込の意思（当該意思を示す電磁的記録をいいます。本条において同じです。）を加盟店が受信した時に、成立するものとします。
2. 加盟店が対象商品のカタログ等を顧客に送付又は提示し、購入の申込みを顧客からの電話で受け付ける場合は、対象取引となる売買契約は、加盟店が顧客に前項の申込の意思と同内容を口頭で確認した後、その申込を承諾した時に成立するものとします。この

場合、加盟店は遅滞なく第9条第1項に定める取引データを当社に送付するものとします。当該売買契約の成立と、当社による取引データの受領との間に生ずる時間的な乖離に起因する問題（当該売買契約成立後に与信審査に不合格となった場合を含みますが、それに限られません。）は、すべて加盟店が責任を負うものとします。

3. 顧客が特定の対象商品を継続的かつ定期的に購入する場合（以下「定期購入」といいます。）、当該定期購入における2回目以降の対象商品の購入については、加盟店から当社に対し取引に係るデータの送信によって個別に申込の意思を発信しそれを当社が受信した時又は当社所定の時期に成立するものとします。
4. 前3項により成立した顧客に対する売買代金債権と対象商品の所有権は、売買契約の成立と同時に当社に譲渡され、また同時に加盟店と当社との間で当該売買代金債権に係る債権譲渡契約（以下「債権譲渡契約」といいます。）が都度成立するものとします。
5. 加盟店は、前4項に定める内容を、第1項の場合には当該ウェブサイト上で、第2項の場合にはカタログ等で、予め顧客に告知するものとします。
6. 当社が売買代金債権の債権譲渡の対抗要件、その他当社の指定する事項、証明書の発行等を求めたときは、加盟店は遅滞なくこれに応じるものとします。
7. 加盟店は、当社に譲渡された売買代金債権が以下各号の条件にすべて当てはまることを表明・保証し、これに反する事実が判明した場合、又は当社が債権を譲り受けることが不適当と判断した場合は、本条第4項にかかわらず、当社は、売買代金債権の譲り受けを拒否ないし否定できるものとし、加盟店はこれに対し異議を述べないものとします。
 - ①加盟店と顧客間で行った真正な取引に係る債権であること
 - ②譲渡禁止特約が付されていない又は解除されていること
 - ③法令又は公序良俗に反する取引に係る債権でないこと
 - ④譲渡債権に係る支払を拒むことができる事由（加盟店に対して有する債権との相殺の抗弁、同時履行の抗弁、無効、取消、解除の抗弁、消滅時効に係る抗弁、弁済等による債権の消滅その他一切の抗弁）がないこと、かつ、それらの事由の主張が顧客からなされていないこと
 - ⑤前各号に反するおそれのないこと

第4条 （GMO後払い）

1. 第2条第1項第3号乃至第5号に定める本サービスは、当社が個々の対象取引毎に第9条第1項に定める取引データ等に基づく与信審査を行い、これに合格した対象取引に対してのみ利用することができます。その場合、当社は、本規約に従い、加盟店と顧客との対象商品の売買契約に基づく売買代金債権を加盟店から譲り受け、加盟店に対してはその対価として売買代金債権相当額から手数料その他加盟店が当社に対して負担する債務を控除した額を支払い（以下、「本立替払い」といい、支払われた金員を「本

立替払金」といいます。)、顧客に対して直接又は加盟店を通じて間接に売買代金債権の請求を行います。本立替払いに要する実費(銀行振込手数料等)及び顧客に対する売買代金債権の請求にかかる実費は、加盟店の負担とします。なお、対象商品の所有権も、売買代金債権と同時に、加盟店から当社に移転され、当社が売買代金債権を回収できるまで、当社に留保されます。

2. 顧客に対する売買代金債権の請求は、以下の二つのいずれかによるものとします。
 - ① 当社が直接顧客に対し請求書を送付する方法
 - ② 当社が請求書フォーマットを加盟店に送付し、加盟店において請求書を完成させ、顧客に送付する方法(この場合、加盟店は、請求書フォーマットを受領後、遅滞なく請求書を作成し、顧客に送付するものとします。)

第5条 (加盟店の債務)

1. 当社は、加盟店に対して本立替払いその他本規約に基づく支払いを行う場合、その時点で存在する加盟店の当社に対する一切の支払債務(第14条で定義するサービス費用及び第15条に基づく本立替払金相当額の返還を含みますがこれらに限られず、また、弁済期が到来しているか否かを問いません。)と対当額で相殺することができるものとします。弁済の充当の順位は、当社の指定するところによるものとします。
2. 前項において、相殺後も加盟店の債務が残存する場合、当社は加盟店に対し、元々の弁済期にかかわらず、当社の指定する期限までに残存分の金銭を支払うよう請求することができるものとします。この場合、加盟店は当社に対し、当社の発行した請求書に従い、当該残債務全額を支払うものとします。支払に要する実費(銀行振込手数料等)は、加盟店の負担とします。
3. 加盟店契約の存続中又は終了した場合のいずれであっても、当社は、第14条に基づくサービス費用(第14条第1項で定義します。)の未払い、第15条に基づく本立替払金相当額の返還その他加盟店の当社に対する債務が消滅すること又は新たな債務が発生しないことが確定するまで、加盟店契約に基づく支払いを留保することができるものとします。
4. 加盟店は、当社又は当社が指定する者以外の者に対し、顧客に対する売買代金債権を譲渡してはなりません。

第6条 (GMO後払いの決済)

1. 顧客は、売買代金債権を、当社に対し、請求書記載の払込期限までに、収納代行業者による収納代行又は銀行振込その他当社が別途定める方法により支払うものとします。支払に要する実費(銀行振込手数料等)は顧客の負担とします。
2. 当社が顧客から売買代金債権を回収できない場合、又は回収することが困難であると当社が判断した場合、当社は加盟店に対し、顧客から当該売買代金債権を回収するのに

必要な行為を行うよう協力を求めることができるものとします。

3. 当社は、顧客の支払遅延その他により当社の売買代金債権の回収が困難な場合、当社のみ判断で、弁護士等による訴訟提起、第三者に対する売買代金債権譲渡その他の債権回収手段を採り得ることを、加盟店はここに認識し、承諾するものとします。

第7条 (回収事務手数料)

1. 当社は、顧客が売買代金債権の支払を遅延した場合、当社所定の回収事務手数料に関する条件（金額、徴収に至る要件等を含みます。本条において同じ。）に従い、顧客に対し売買代金債権に加えて回収事務手数料を顧客に請求できるものとします。
2. 当社が回収事務手数料に関する条件を変更する場合、当社は事前にその変更内容及び変更時期について当社所定の方法で加盟店に対し通知するものとし、加盟店は当該通知受領後速やかに（遅くとも当該変更時期の前営業日までに）第2条第3項第3号に基づく告知内容を当該変更内容に修正するものとします。
3. 顧客との間で回収事務手数料に関する問い合わせ、クレーム、請求、紛争等が生じた場合、当社が自らの責任と負担をもってこれに対応するものとします。加盟店は、第2条第3項第3号について同項に定める義務に違反した場合を除き、回収事務手数料について一切の責任を負わないものとします。

第8条 (与信限度額等)

当社は、GMO後払いの対象となる顧客の与信限度額その他本サービスの条件を随時任意に設定することができるものとします。但し、別途当社と加盟店の間で書面による合意をした場合を除き、顧客の与信限度額は5万円（消費税は別途）とします。

第9条 (データ送信)

1. 加盟店は、当社に対し、全ての対象取引につき、氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の顧客情報、数量、対価等の対象商品に係る情報、加盟店での購買履歴等当該取引の申込みに係る顧客の行動情報、IPアドレス等顧客のGMO後払い利用環境に係る情報、顧客から直接取得した情報、その他当社の要求する顧客情報その他の情報（以下「取引データ」といいます。）を当社が指定する方法で提供するものとします。
2. 当社は、取引データ等に基づいて対象取引ごとに顧客の与信審査を行い、加盟店に対し、その結果を当社の指定する方法で通知します。当社は、加盟店及び顧客に対し、与信審査の結果に関し、その理由を開示する義務を負わないものとします。
3. 取引データの誤り等に起因する損害や顧客との紛争については、すべて加盟店が自らの費用と責任で解決するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。
4. 当社は、顧客に対して随時電子メールその他の方法で売買代金債権の支払請求、支払先の案内、支払期限等、必要な連絡をすることができるものとします。また、当社が求め

た場合、加盟店は、顧客に対して、電子メールその他の方法で、債権譲渡の事実、時期及び債権者たる当社の名称その他当社の指定する事項を、格別に通知するものとします。

5. 加盟店は、取引データ、与信審査の結果、配送に関する情報そのほか管理画面上で提供される情報（以下「管理情報」といいます。）を当社が任意に定める期間に限り閲覧できるものとします。

第10条 （集荷・配送）

1. 加盟店は、当社指定の運送会社を当社が指定する方法で利用するものとします。この場合、当該運送会社と何らかの契約等の締結が必要な場合には、加盟店は、遅滞なくそれらを締結するものとします。
2. 加盟店は、前項の運送会社による集荷後直ちに当社に対して運送伝票番号その他当社が要求する情報を当社の要求する方法で提供する（以下「出荷報告」といいます。）ものとします。
3. 集荷・配送その他の運送に関しては、加盟店と運送会社との間で連絡、確認等を行い、運送の遅延、対象商品の未配達等運送に関わる問題について、当社は一切の責任を負わないものとします。
4. 前項にかかわらず、加盟店は、出荷報告後に顧客の住所その他当社が随時指定する事項に変更が生じた場合には、当社に対して直ちに電子メールで報告するものとします。
5. 当社は、集荷・配送等に関して、加盟店の承諾なく、直接運送会社から集荷・配送状況に関する情報を得ることができ、また着荷を確認する目的で、運送伝票番号その他集荷・配送にかかる情報につき第三者に対して情報を提供することができるものとし、加盟店は、これを、予めここに承諾するものとします。
6. 当社が着荷の報告を受けたにもかかわらず、顧客に対象商品が届いていない場合には、加盟店は、運送会社と協力して事実を確認し、速やかに適切な処理を行うものとします。この場合、当社は、着荷が証明されるまで、本立替払いを留保することができるものとします。
7. 加盟店が、商品の破損、紛失等につき、運送会社が補償を負わない、又はその補償が運賃相当分に限定された配送サービス（当社指定のメール便サービスに限る。以下「メール便」といいます。）を利用して配送を行った対象取引について、対象商品の受領、破損、紛失等売買又は運送に関連する事由により、顧客が売買代金債権の支払いを拒否し、又はその他顧客からの売買代金債権の回収に困難が生じるおそれがあると当社が判断した場合、当社が当該メール便の利用を承諾したときであっても、当社は、加盟店に対して、本立替払いを留保し、又は当該売買代金債権にかかる加盟店との債権譲渡契約を解除できるものとします。当社が、既に本立替払いを行った後であれば、立替払いをした売買代金債権相当額の返還を求めることができるものとします。

8. 加盟店は、当社が顧客の与信審査の合格を通知した日から、当社が別途指定する期間内に対象商品を出荷し、出荷報告をするものとします。当社がかかる期間内に出荷報告を受領できなかった場合には、当社は、加盟店との債権譲渡契約を解除し、本立替払いを拒否することができるものとします。

第11条 (本サービスの提供拒絶)

1. 当社は、次のいずれかに該当する事由があると判断した場合、本規約の他の規定にかかわらず、かつ、顧客が加盟店に対しGMO後払いを利用した対象商品購入の申込をした場合であっても、当該対象商品の販売に関しては、本立替払いを含む本サービスの提供を拒否することができるものとし、また、加盟店との債権譲渡契約を解除できるものとします。なお、本条各号に該当するか否かは、当社の任意の判断に拠り、加盟店及び顧客は、いかなる場合にも、異議の申立や理由の開示を求めることはできないものとします。
- ① 対象取引の総額と顧客の未払い金の総額が与信限度額を越える場合（対象取引の全額に対して、本サービスの提供を行いません。）
 - ② 前条第1項に反する場合
 - ③ 第3条第1項又は第2項の要件を満たしていない場合
 - ④ 第9条第3項のとおり、取引データの誤り等に起因する損害や顧客との紛争が生じた場合
 - ⑤ 加盟店若しくは対象取引が本規約に違反している場合又は加盟店に表明保証違反がある場合
 - ⑥ 加盟店による架空の注文（加盟店が第三者と意を通じる場合を含む。）の疑いがある場合
 - ⑦ 与信審査の可否にかかわらず、当社の過去の取引記録等により、顧客に信用上問題がある場合
 - ⑧ 顧客による誤発注その他著しく不自然な注文である場合
 - ⑨ 顧客により指定された顧客又は受取人の住所が、ホテル又は旅館、病院の病室、ウィークリーマンション又はマンスリーマンション等の短期賃貸物件、私書箱又は私設私書箱等であって、顧客又は受取人が常居所としていないことが明らかである場合
 - ⑩ 顧客が、対象商品の配送に関して運送会社の営業所若しくは営業店止め又は注文時と異なる住所への転送を希望する場合
 - ⑪ 加盟店又は顧客が悪意を持って情報を改ざんし、又は本サービスを悪用している疑いがある場合
 - ⑫ 加盟店又は顧客が、故意・過失の有無を問わず、事実と異なる情報に基づき対象商品の売買契約を締結した疑いがある場合

- ⑬ 売買代金債権に抗弁が付着している等、売買代金債権の円滑な支払いがなされない重大なおそれがある場合
 - ⑭ 顧客と当社若しくは加盟店との間で紛争が生じ、又は生じるおそれがあると当社が判断した 場合
 - ⑮ その他、本サービスを提供しない合理的理由がある場合
2. 当社は、前項各号に該当する可能性があるとして判断した場合、加盟店又は顧客に対して調査を申し入れることができるものとし、加盟店はこれに応じて協力するものとします。また、加盟店は、当社による加盟店の調査が終了するまで、対象商品を顧客に発送しないものとします。
 3. 当社は、第1項各号に該当する可能性があるとして判断した場合、本立替払いを留保し、又は、加盟店との債権譲渡契約を解除し、本立替払いを拒否することができるものとします。
 4. 第1項第2号に該当する場合、加盟店は、出荷後直ちに当社に対し、当社が指定する方法でその旨の通知をするものとします。

第12条 (本サービスの中断)

1. 当社は、本サービスの提供に使用しているシステム等について、運営上又は技術上等の理由により、定期点検等を実施する必要がある場合には、加盟店に事前に通知することにより、一時的に本サービスの提供を中断することができるものとします。
2. 当社は、前項の他、以下のいずれかの場合には、加盟店に事前に通知することなく、本サービスの提供を中断することができるものとします。
 - ① 本サービスの提供に使用しているシステムや本サービス用設備等の保守を緊急に行う場合
 - ② ハードウェア又はソフトウェアの交換又はバージョンアップを行う場合
 - ③ コンピュータウイルス、不正アクセス等への対策の実施、コンピュータシステムの不具合の解消作業の実施その他当該コンピュータシステムの円滑な稼働を確保するためにやむを得ない場合
 - ④ 地震、洪水、津波等の天災により本サービスの提供が困難になった場合
 - ⑤ 火災、停電その他の不慮の事故により本サービスの提供が困難になった場合
 - ⑥ 戦争、紛争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等により本サービスの提供が困難になった場合
 - ⑦ 前各号の他、運営上又は技術上等の理由により、当社がサービスの中断を直ちにを行う必要があると判断した場合

第13条 (責任)

1. 当社は、前二条に該当する場合及び対象取引に関わる売買契約に関する紛争(契約の不

成立、無効又は取消等を指しますが、これらに限りません。)により加盟店又は顧客その他の第三者に損害が発生した場合であっても、損害の賠償その他一切の責任を負わないものとします。

2. 前項の他、当社は、対象商品の未着又は到着遅延、提供方法、対象商品の品質、効能、効果、機能、性状又は数量若しくは品目の相違並びに代金額及び支払方法、契約不適合、加盟店の広告、ショップ、承認済みサイト等、対象取引に関して生じた紛争により、加盟店又は顧客その他の第三者に生じた損害について、損害の賠償その他一切の責任を負わないものとします。

第4章 本サービスの利用にかかる費用

第14条 (サービス費用)

1. 加盟店は、本サービスの利用にあたって、手数料、請求書発行手数料及び月額固定費用、(以下、3つを総称して「サービス費用」といい、詳細は以下の各号に定めます。)を当社に支払うものとします。サービス費用の金額及び支払条件は、当社が別途定めるその時点で有効かつ最新の料金表によるものとします。
 - ① 手数料
本サービスのうち、当社が加盟店の顧客に対する売買代金債権を譲り受けることの対価として、加盟店が負担する費用をいいます。
 - ② 請求書発行手数料
本サービスのうち、請求データを作成する業務及び請求データに基づき顧客宛の請求書を作成する業務の対価として、加盟店が負担する費用をいいます。
 - ③ 月額固定費用
本サービスのうち、第1号及び前号に記載された業務以外のサービスの対価として、加盟店が負担する費用をいいます。
2. 加盟店の信用状況が悪化した場合、第2条第5項に該当する事由が発生した場合、その他当社が必要と判断する場合、当社は、加盟店に対する事前の通知により、翌月以降のサービス費用を変更することができるものとします。
3. 当社は、第10条第2項に基づく出荷報告又は第11条第4項に基づく通知のいずれか早い方がなされた後は、売買契約の無効、取消、解除又はその他いかなる事由が生じた場合であっても、原則として請求書発行手数料を加盟店に対して返還しないものとします。
4. 月額固定費は、当月1日をもって発生し、月の途中で加盟店契約が終了になったとしても日割りによる計算は行いません。また、原則サービス費用は、当社が加盟店に支払う本立替払金と相殺し、相殺後の残額を当社が加盟店に支払います。但し、相殺後の残額が0円以下となる場合、当社は加盟店に対してサービス費用を別途請求することが

できます。

第15条 (支払金額の返還等)

1. 当社は、次のいずれかに該当する場合又はそのおそれがあると当社が判断した場合、加盟店に対する通知により、当社と加盟店との間の債権譲渡契約を、譲受時に遡って解除することができるものとします。これにより、当社が留保する対象商品の所有権も、加盟店に戻るものとします。この場合、当社は、本立替払いの履行義務を負わず、また既に本立替払いを行った場合には、加盟店は受領した本立替払金相当額を直ちに当社に返還するものとします。また、当社は、顧客に対し、当該解除の事実を通知し又は解除にかかる顧客の承諾を得る義務を負わず、当該解除により加盟店と顧客との間で生じた紛争については、すべて加盟店自らの費用と責任で解決するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。
 - ① 売買代金債権に抗弁が付着しており、当社がその抗弁を対抗される可能性があるとき又は法律及び契約の定めにより、当社が顧客に対して売買代金債権を行使できないとき並びに既に受領した売買代金を顧客に返還する義務が生じたとき
 - ② 対象取引が、本規約に違反し若しくは本規約が禁止している取引であるとき又は加盟店に関し表明保証違反があるとき
 - ③ 売買代金債権に関して加盟店と顧客の間に紛争が生じ、速やかに解決できないとき
 - ④ 顧客が、対象商品の引渡しのないこと、対象商品に契約不適合があること、クーリングオフ等の商品の正当な返品に応じない等の相当の理由に基づいて売買代金債権の支払いを拒否したとき
 - ⑤ 顧客が自己の利用を否認し、売買代金債権の支払を拒否したとき
 - ⑥ 顧客が未成年で法定代理人の同意を得ていないことを理由に売買代金債権の支払を拒否したとき
 - ⑦ 第10条第7項に定める原因により、顧客が対象商品の売買代金債権の支払を拒否したとき
 - ⑧ 加盟店が第10条第8項に定める期間内に対象商品の出荷報告を当社にしなかったとき
 - ⑨ 加盟店が当社所定の手続に従わず、これによって集金に困難が生じるとき
 - ⑩ 加盟店が法令等に違反したとき
 - ⑪ 加盟店が行政機関から勧告、指導又は処分を受けたとき
 - ⑫ 加盟店の責めに帰すべき事由その他加盟店側の事由により、当社が顧客から売買代金債権の支払を受けられないとき
2. 顧客が対象取引のために収納代行業者を利用する場合、収納代行業者若しくは収納代

行業者が収納代行業務の一部を委託する第三者（以下「収納代行業務委託先」といい、総称して「代行サービス業者」といいます。）の責に帰すべき事由又は代行サービス業者の破産、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始、特別清算開始の申立て等の事由によって、顧客が代行サービス業者に支払った売買代金債権相当額を当社が代行サービス業者から回収できなかつた場合、前項柱書によるものとします。

3. 当社は、第 1 項各号の事由が生じるおそれがあると判断した場合、加盟店又は顧客に対して調査を申し入れることができるものとし、加盟店は、当社への関連書類やデータ等の提出、当社の加盟店関連施設への立入の許可等、当社が必要と判断した協力をするものとします。また、当社は、調査が終了するまで、加盟店に対し、本立替払いを留保できるものとし、加盟店が調査開始後 1 ヶ月以内に該当事由がないことが証明できないときは、加盟店との間の債権譲渡契約を解除でき、既に履行した本立替払いによる本立替払金相当額全額の返還及び発生した督促等の費用の支払いを求めることができるものとします。
4. 前項の調査開始後 1 ヶ月以内に、加盟店に第 1 項に係る事由が存在しないと当社が認めた場合には、当社は加盟店に本立替払いを行います。但し、その場合にも、支払が遅れたことによる遅延損害金等は発生しないものとします。

第16条 （加盟店と顧客間のキャンセルの扱い等）

1. 加盟店は、当社への取引データ送信後に対象商品に係る売買申込の撤回、錯誤その他の無効事由の判明、取消、解除若しくは、クーリングオフを根拠とする返品等、加盟店の法令等の違反又は加盟店が行政機関等より勧告、指導若しくは処分を受ける等加盟店の責めに帰すべき事由によって、売買契約が取消、不成立又は無効となりうる事態（以下総称して「キャンセル等」といいます。）が発生したときは、直ちに当社に対して報告するものとします。また、加盟店は、キャンセル等の扱いについて、顧客に対して事前に充分説明し、承諾を得るものとし、キャンセル等によって生じる顧客との間の返品その他の後処理は、原則として加盟店と顧客との間で直接行います。当社はこれらの処理に関して、いかなる責任も負わないものとします。
2. 当社が前項の報告を受領した時点で顧客からすでに売買代金債権を受領している場合は、当社が別途指定しない限り、以下のとおりとします。
 - ① 当社が加盟店に対し本立替払いを行っているときは、加盟店が顧客に対し、売買代金債権相当額を直接返還するものとし、当社は後処理についていかなる責任も負わないものとします。
 - ② 当社が加盟店に対し本立替払いを行っていないときは、加盟店が顧客に対し、売買代金債権相当額を直接返還するものとし、当社は対象取引にかかる本立替払金を加盟店に支払うものとします。
3. 当社が第 1 項の報告を受領した時点で顧客から売買代金を受領していない場合は、当

社が別途指定しない限り、以下のとおりとします。

- ① 当社が加盟店に対し本立替払いを行っているときは、当社は加盟店から本立替払金相当額の返還を求めるものとし、加盟店は当社指定の方法（加盟店に対する当社の支払債務との相殺を含むものとし、）により、これを返還するものとし、
 - ② 当社が加盟店に対し本立替払いを行っていないときは、当社は、かかる対象取引について、本サービスの提供を拒否することができ、かかる対象取引についていかなる責任も負わないものとし、
4. 当社がキャンセル等の報告を受領した後に顧客から当社に対し売買代金債権の支払いがあった場合は、第2項の定めにかかわらず、当社が顧客に対し、受領した売買代金債権相当額を直接返還するものとし、この場合、当社が既に本立替払いを行っているときは、前項第1号を準用するものとし、
 5. 当社は、前各項その他本規約で別途定める他、加盟店が本規約に違反しあるいは当社又は顧客に著しい被害を与えるおそれがあると判断した場合、当該加盟店が行った売買契約の一切又は問題があると判断した売買契約に係る本サービスの提供を中止又は拒否できるものとし、この場合、規約違反を是正又は損害を与える行為の是正を求め、相当期間内に改善されない場合には、当社は加盟店に対し、本サービスの提供を中止又は拒否する旨若しくは加盟店との全部又は一部の債権譲渡契約を解除する旨を通知することができます。また、加盟店は、当社が本規約中の定めに基づき全部又は一部の債権譲渡契約を解除した場合、当社が既に支払った本立替払金相当額を、直ちに当社に返還するものとし、返還の方法は、当社の指示に従うものとし、

第17条 （対象商品の所有権）

1. 加盟店は、対象商品の所有権が、売買代金債権とともに当社に譲渡、留保され、顧客が売買代金債権の支払いを完了するまで顧客には移転しないことを、予め顧客に、当社の提供する画面、情報を顧客に閲覧させることによって周知するものとし、
2. 加盟店との債権譲渡契約が解除又は無効とされた場合、対象商品の所有権の取扱いは、次のとおりとします。
 - ① 債権譲渡契約を解除又は無効とする当社の意思が加盟店に到達した時点で、対象商品の所有権は加盟店に復帰するものとし、
 - ② 前号に拘らず、当社が本立替払いを行った後の場合は、加盟店が当社に本立替払金相当額を返還したとき、対象商品の所有権が加盟店に復帰するものとし、

第5章 加盟店の義務等

第18条 （表明保証）

1. 加盟店は、本サービスの利用にあたり、次の事項について表明し、保証します。

- ① 法令及び本規約を遵守すること
 - ② 公序良俗に反する商品を取り扱わないこと
 - ③ 古物、酒類、たばこ等取扱いにあたって許認可又は届出等が必要な場合には、その
手続を完了していること
 - ④ 商品を販売するウェブサイト及び商品の掲載を行っているカタログ等について、
特定商取引に関する法律、消費者契約法、景品表示法その他関係法令に従った表示
方法及び広告方法を行っていること並びに販売方法が関係法令に適合しているこ
と
 - ⑤ 電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律における確認
措置を設けること
 - ⑥ 加盟店の販売している商品につき顧客が錯誤に陥らないよう適切な商品紹介、説
明文を付すこと及び購入時に操作ミス等を惹起させない仕様にする
 - ⑦ 詐欺、脅迫、誹謗中傷等の犯罪（犯罪の教唆又は幫助を含みます。以下同じです。）
に該当し又は該当するおそれのある 行為を行わないこと
 - ⑧ 本サービスの運営に支障を与える行為又は本サービスを不正な目的をもって利用
する行為を行わないこと
 - ⑨ 当社及び本サービスのイメージを低下させる行為を行わないこと
 - ⑩ 第三者になりすまして本サービスを利用する行為を行わないこと
 - ⑪ 当社が、顧客をして遵守させるよう要請した事項について、顧客に周知のうえ、こ
れを遵守させる体制を整備すること（商品を販売するウェブサイト上で分かり
やすい明記を含むがこれにかぎられません。）
 - ⑫ 第三者の財産、権利（知的財産権を含みますがこれに限られません。）及び法的利
益を侵害しないこと
 - ⑬ コンピュータウイルスなど有害なプログラム等を送信若しくは提供又は推奨する
行為を行わないこと、及び、当社が要求するセキュリティレベルを維持できること
2. 加盟店は、前項に違反する疑いのある事項について顧客又は第三者から指摘を受けた
場合には、当社に対し、遅滞なく、指摘を受けた内容を報告するとともに、指摘をした
顧客又は第三者及び指摘事項に対する是正に真摯に対応するものとします。
 3. 当社が不適当と判断した商品については、本サービスを利用して販売をしないものと
します。
 4. 本サービスの申込時に当社に申告した商品と異なる新たな商品を販売する場合は、事
前に当社に報告したうえ、販売に先立ち当社所定の手続を取るものとします。

第19条 （基本的責任）

1. 対象商品の売買契約に関する契約不適合責任、対象商品の品質保証、保守サービス、ア
フターサービスその他売主としての責任は、加盟店が顧客に対して直接負うものとし、

当社はその責任を一切負わないものとします。加盟店は、自己のウェブサイト上で、顧客に対し、売主としての責任は加盟店のみが負うことを告知するものとします。

2. 加盟店は、対象商品の売買契約に関連して生じた一切の紛争に関し、自己の責任で解決するものとし、当社に一切の迷惑をかけないものとします。
3. 加盟店は、顧客との間で紛争が生じ、売買代金債権の支払いが円滑になされないおそれが生じた場合は、直ちにその旨及び当該売買代金債権を特定する事項（顧客名、対象商品名、購入年月日、売買代金債権の弁済期を含むがこれらに限りません。）を当社に報告するものとします。
4. 加盟店は、商品を販売するウェブサイト並びに商品の掲載及び説明を行っているカタログにおいて、当社が指定する文書、文言、告知文その他名称の如何を問わず、当社が指示する必要事項（以下「当社指定事項」といいます。）を掲載及び説明し、顧客の閲覧に供するものとします。

第20条 （設備維持等）

加盟店は、本サービスの導入、運用に必要なシステム等及びこれらを維持するために必要な機器、人員等を自らの費用と責任で準備し、維持するものとします。なお、当社の指定又は推奨する機器又はソフトウェアのバージョンを使用せず、本サービスの利用上に不具合が生じたとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第21条 （禁止事項）

1. 加盟店は、本サービスを提供するウェブサイト、商品の販売等をする電子メール及び広告等において次の行為を行ってはならないものとします。
 - ① 法令及び本規約に違反するおそれのある行為
 - ② 当社又は第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害するおそれのある行為
 - ③ 当社又は第三者の財産、プライバシー、肖像権、名誉及び信用を侵害するおそれのある行為、又は他人に不快感を抱かせる行為
 - ④ 架空販売又は支払意思のない顧客に対するそれと知った上での販売行為その他の犯罪を惹起するおそれのある行為
 - ⑤ わいせつ、児童ポルノ若しくは児童虐待に相当する画像、文書等を送信又は表示する行為
 - ⑥ 無限連鎖講を開設し又はこれを勧誘する行為
 - ⑦ 当社又は第三者の設備、システム等の運営に支障を生じさせる行為
 - ⑧ 他人になりすまして情報を発信し、受信し、又は店舗を運営する行為
 - ⑨ 不特定多数の者に大量に又は求めていない第三者に電子メールを送信する行為
 - ⑩ 加盟店のウェブサイト上で顧客が入力した情報を第三者が取得できるよう設定する行為

- ⑪ 当社が提供した顧客の与信審査の結果を、本サービスの提供以外の目的で利用する行為
 - ⑫ 本サービスの信用を損なうおそれのある行為
 - ⑬ その他当社又は第三者に不利益を生じさせる行為
 - ⑭ 前各号のいずれかの行為が見られる他人のデータ、情報等にリンクを設定する行為
 - ⑮ その他当社が不適切と判断する行為
2. 当社は、加盟店に前項各号に該当するおそれがあると判断した場合、加盟店に相当期間を定めたうえ、違反行為の是正をするよう催告します。加盟店は、催告期間内に対応し、その結果を当社に報告するものとします。
 3. 当社は、加盟店が第 1 項各号に該当しているか否かの判断を行うに際して、加盟店に調査を求めることができ、当社が調査を求めた場合、加盟店はこれに応じ協力するものとします。
 4. 加盟店が本第 2 項の相当期間内に是正をしなかった場合又は前項の調査に協力しなかった場合、当社は、加盟店契約を解除することができるものとします。

第22条 (IDの管理責任)

1. 当社は、加盟店に対し、加盟店ID及びパスワードを付与し、加盟店はこれらをもって管理画面にログインし、顧客情報の管理及び当社とのデータ伝送等を行うものとします。
2. 加盟店は、自己の責任により加盟店ID及びパスワードを管理するものとし、同ID及びパスワードの利用に関しては、加盟店が一切の責任を負うものとします。

第23条 (加盟店情報の変更等)

1. 加盟店は、次の場合に直ちに当社に報告するものとします。
 - ① 加盟店が第 1 条第 2 項の定めにしたがって提出した加盟店申込書、審査用資料に記載の内容（法人名、代表者名、法人の所在地、扱う商材等を含みますが、これらに限りません。）に変更があった場合その他取引上の重要な事項に変更が生じたとき
 - ② 加盟店において第 31 条第 2 項各号のいずれかに該当する事由が生じたとき
2. 前項の報告がなかったこと又はその他当社の責によらない事由により、加盟店への通知、送付書類、立替払金等の到達又は支払いが遅延し、あるいは到達又は支払いができなかった場合であっても、当社は、それらが加盟店に到着すべき時に加盟店に到着したものみなすことができ、加盟店はこれに対して異議を述べないものとします。また、それにより発生した損害についても、当社は何ら責任を負わないものとします。
3. 加盟店が本サービスに係る商品販売を行うにあたって使用するウェブサイト等の仕様、

デザインを変更する場合であっても、当社指定事項を必ず掲載しなければなりません。また、URLに変更を生じる場合は、変更後、当社に変更後のURLを報告し、当社の承認を受けるものとします。

4. 当社は、加盟店に対し、いつでも、当社が必要と判断する資料等の提出を求めることができるものとします。加盟店は、正当な理由なく当社の請求を拒むことはできません。また、当社が加盟店に対し、是正を求めた場合、加盟店はこれに従うものとします。

第24条（遅延損害金）

加盟店が当社に対するサービス費用及びその他の支払いを遅延した場合は、当該支払金に対し支払期日の翌日から支払日に至るまで、年利14.6%の割合（年365日の日割計算）による遅延損害金を当社に支払うものとします。

第6章 情報の取扱い

第25条（秘密保持義務）

1. 加盟店及び当社は、各自、以下の各号のいずれか一つに該当する場合を除き、加盟店契約に関連して取得した一切の情報（以下「本情報」と総称します。）を秘密として保持し、第三者に開示し、提供し又は漏洩してはなりません。但し、本情報のうち、次条で定める個人情報に該当する情報については、次条の定めが優先して適用されるものとします。
 - ① 事前に相手方から書面による同意を得た場合
 - ② 本サービスの提供に必然的に伴う場合
 - ③ 加盟店契約上許容される業務の委託に必要不可欠な範囲で当該委託に係る委託先に開示し又は提供する場合
 - ④ 弁護士、公認会計士、税理士等の法令上の守秘義務を負う専門家への加盟店契約に関連した相談、依頼等に伴って当該専門家に開示する場合
 - ⑤ 法令又は証券取引所規程に基づく場合 但し、事前に相手方に通知することが当該法令又は証券取引所規程の趣旨に反することとなる場合を除き、当該開示について事前に相手方に通知した場合に限るものとします。
 - ⑥ 本サービスの提供その他の当社サービスの提供、コンピュータシステムの開発、又は当社若しくは開示先と加盟店間における何らかの契約を締結することを目的として、GMOペイメントゲートウェイ株式会社、GMOイブシロン株式会社又はGMOフィナンシャルゲート株式会社（以下併せて「開示先」といいます。）に開示する場合
 - ⑦ 当社、GMOインターネットグループ株式会社及びGMOペイメントゲートウェイ株式会社において各種リスクを把握、管理し対処するために、GMOインターネ

ットグループ株式会社又はGMOペイメントゲートウェイ株式会社に開示する場合

2. 加盟店及び当社は、本情報を第三者に開示する場合には、当該第三者に対して本条に基づく自己の義務と同等の義務を予め課すものとします。
3. 加盟店及び当社は、加盟店契約の履行に必要な範囲又は第1項各号の第三者開示目的を実現するために必要な範囲を超えて本情報を利用（複製を含みます。）し又は使用しないものとします。
4. 加盟店は、当社から請求を受けた場合又は加盟店契約の全部若しくは一部が理由の如何を問わず終了した場合には、速やかに、自己又は当社の承諾を得て業務を委託した委託先が保有している本情報を当社に返還し又は消去するものとします。
5. 加盟店及び当社は、本情報の漏洩、滅失又は毀損の防止その他本情報の安全管理を図るために必要かつ適切な措置を講じるものとします。かかる措置には少なくとも以下の各号に掲げるものが含まれるものとします。
 - ① 本情報を取り扱わせる自己の役員若しくは従業員又は派遣労働者（以下「役職員」と総称します。）を必要最小限の者に限ること
 - ② 本情報を取り扱わせる役職員のうち自己の役員及び従業員についてはその退職後も継続する機密保持義務、利用目的制限、返還義務等の義務を適切に課し、派遣労働者については同様の義務を課すことを派遣元に義務づけた上で、教育訓練を施すなど当該役職員に対する必要かつ適切な監督を行うこと
6. 以下の各号のいずれかに該当する情報は、本情報に該当しないものとします。本情報については、当該本情報が個人情報に該当する場合を除き、以後、前五項の規定は適用されないものとします。
 - ① 取得時に既に公知であった場合又は取得後に自己の責めに帰すべき事由に基づかずに公知となった情報
 - ② 取得時既に適法に所有し又は取得前後を問わず第三者から機密保持義務を負うことなく正当な手段で取得した情報
 - ③ 自ら独自に開発、創作等した情報と同一内容の情報

第26条 （個人情報の取扱い）

1. 本規約において、「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律（改正された場合には改正後の内容によります。）上の個人情報をいいます。
2. 当社及び加盟店は、善良なる管理者の注意をもって個人情報を適切に取り扱うものとします。
3. 加盟店は、加盟店契約に基づき取得した情報を個人情報の保護に関する法律その他の関係法令（個人情報の保護に関する法律を含みます。）に従い適正に利用するものとします。また、加盟店は、顧客に対し、加盟店と顧客との間の対象商品の売買契約の成立

時まで、顧客がGMO後払いを選択し、かつ、加盟店が本サービスの提供を希望する場合は、顧客の個人情報を加盟店と当社又は本サービス提供にかかる業務提携先若しくは委託先と当社との間で相互に提供すること、提供する情報に個人関連情報が含まれる場合にはそれを個人データとして取得する場合があること、提供する当該情報の項目、目的、提供する手段又は方法その他当社が指定する内容を告知し、承諾を得るものとしします。

4. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合を除き、本サービスの提供を行う目的（以下「本目的」といいます。）の達成に必要な範囲を超えて加盟店契約に基づき取得した個人情報を利用又は第三者に開示若しくは提供しないものとしします。
 - ① 事前に加盟店契約に基づき取得した顧客本人から書面又は電磁的方法による同意を得た場合
 - ② 法令又は証券取引所規則（以下両者を総称して「法令等」といいます。）に基づき利用する場合
5. 当社は、本目的の達成に必要な範囲内で加盟店契約に基づき取得した個人情報を複製することができます。
6. 当社は、個人情報の漏洩、滅失又は毀損（不正アクセス、紛失、破壊及び改竄を含みます。以下同じです。）の防止その他個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じ、また当社における個人情報の取扱いに関する責任者を定めて、安全管理のための措置の運用が適切になされるよう努めます。
7. 当社は、自己の従業員（派遣労働者を含みます。）又は役員（以下、両者を総称して「従業員」といいます。）に個人情報を取扱わせる場合には、個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業員に対する必要かつ適切な監督を行います。
8. 当社は、本サービスの提供にあたって個人情報を取扱う業務の全部又は一部を第三者に委託します。当社は代行サービス業者、その他の委託をする第三者に対して必要かつ適切な監督を行います。
9. 加盟店は、法令等に基づき保有することが要求される場合を除き、顧客本人から請求を受けた場合又は加盟店契約が事由の如何を問わず終了した場合は、自己の保有する個人情報を消去するものとしします。

第7章 一般条項

第27条 （再委託）

当社は、自らの責任において、本サービスの全部又は一部を、第三者に再委託することができるものとしします。

第28条 （競業の禁止）

加盟店は、加盟店契約の有効期間中、事前に当社から書面による承諾を得た場合を除き、本サービスと同一又は類似のサービスを自ら提供し又は子会社その他の第三者に提供させないものとします。

第29条 （連帯保証）

当社は、加盟店に対し、加盟店契約の締結時又はその後、加盟店契約から生じる加盟店の当社に対するサービス費用その他の金銭債務につき連帯保証を求めることがあります。この場合、加盟店は、加盟店の代表者又は当社が認める個人若しくは法人に連帯保証させる義務を負うことを予め了承するものとします。連帯保証人が法人である場合には、加盟店契約から生じる加盟店の一切の債務を、個人である場合には、加盟店契約から生じる加盟店の債務のうち連帯保証人が保証した金額を、加盟店と連帯して民法その他法令の範囲内で履行することを保証するものとします。

第30条 （契約の期間、契約の終了の効果）

1. 加盟店契約の有効期間は、加盟店が本サービスの加盟店申込書に記載した申込日から1年間とします。但し、有効期間満了の1ヶ月前までに当社又は加盟店のいずれか一方から他方に対し、期間満了後は加盟店契約を継続しない旨の書面による通知が到達しない限り、有効期間の末日の翌日から1年間を新たな有効期間として自動的に更新されるものとし、その後も同様とします。
2. 当社は、加盟店に対し、解約を希望する月の1ヶ月前までに書面によって通知することにより、いつにても、何らの賠償、補償又は負担もすることなく、加盟店契約を将来に向かって解約することができるものとします。但し、解約の日は必ず月の末日とするものとします。
3. 加盟店契約が事由の如何を問わず終了した後においても、第25条、第26条、その他性質上継続すべき当事者の権利及び義務は当社及び加盟店の間に有効に存続するものとします。但し第25条については、加盟店契約の終了の日の翌日から3年間に限り存続するものとします。
4. 本契約が終了したときは、加盟店は速やかに、本契約の存在を前提とした広告宣伝、申込みの誘引行為を中止するものとします。
5. 加盟店契約が終了した場合であっても、当該終了の日までに発生した具体的な金銭債権及び金銭債務は、加盟店契約の終了によって何ら影響を受けず、当社及び加盟店ともに履行する義務を免れないものとします。

第31条 （解除）

1. 加盟店及び当社は、相手方が本規約の定める事項に違反した場合には、相当期間を定めて催告した上で、当該期間内に当該違反が解消されなかったとき、加盟店契約を解除す

ることができるものとします。

2. 加盟店及び当社は、各自、相手方に次の各号の何れかに該当する事由が生じたときは、何らの催告も要することなく直ちに、加盟店契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
 - ① 支払を停止したとき若しくは支払停止を宣言したとき、手形若しくは小切手の不渡りを一度でも生じたとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき
 - ② 仮差押、差押等の強制執行の申立、抵当権等の担保権の実行の申立、又は滞納処分等の公租公課に関する強制処分を受けたとき
 - ③ 破産、民事再生、会社更生、特別清算、特定調停等の法的債務整理手続の開始を求める申立を自ら行い又は他から申立てられたとき
 - ④ 事業の全部若しくは重要な一部を廃止し、又は解散決議等によって清算手続に入ったとき
 - ⑤ 事前に他方当事者から書面による同意を得ることなく、事業の全部若しくは重要な一部について事業譲渡又は会社分割を決定したとき
 - ⑥ 信用状態が著しく悪化したとき
 - ⑦ 法令等に違反したとき
 - ⑧ 行政機関等による勧告、指導又は処分を受けたとき
 - ⑨ 前各号の他、加盟店契約の円滑な履行が困難になったとき
3. 本条に基づいて加盟店契約が解除された場合、解除の原因となった当事者は、当然に、相手方に対する期限の利益を失い、すべての債務を直ちに履行するものとします。
4. 本条に基づく加盟店契約の解除後の効果については、前条第 3 項及び第 4 項の規定を準用するものとします。

第32条 （責任の制限）

本サービスに関して生じた損害に対して当社が負担する責任は、請求の原因を問わず、現実に発生した通常かつ直接の損害に対し、当社が損害発生時点から遡って 3 ヶ月間に受領した第 14 条第 1 項第 1 号に定める手数料を限度額とする金銭賠償に限られるものとします。但し、いかなる場合にも、当社の故意又は重過失に基づかない損害、予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益、間接損害、結果損害、特別損害、無体物に対する損害については、責任を負わないものとします。

第33条 （反社会的勢力の排除）

1. 加盟店及び当社は、自己が以下の各号のいずれにも該当しないこと、及び将来にわたってもこれに該当しないことを、相手方に対し表明・保証します。
 - ① 暴力団、暴力団構成員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる集団又は個人

- (以下「反社会的勢力」といいます)であること、又は反社会的勢力であったこと
- ② 役員又は実質的に経営を支配する者が反社会的勢力であること、又は反社会的勢力であったこと
 - ③ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、加盟店契約を締結すること
2. 加盟店及び当社は、相手方が前項各号のいずれかに該当した場合又は該当していたことが判明した場合は、何ら催告をすることなく即時に加盟店契約を解除することができるものとします。
 3. 加盟店及び当社は、相手方が加盟店契約の履行に関連して以下の各号のいずれかに該当したときは、何らの催告を要することなく直ちに加盟店契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
 - ① 脅迫的な言動をすること、若しくは暴力を用いること
 - ② 偽計又は威力を用いて業務を妨害し、又は名誉・信用を棄損すること
 - ③ 法的責任を超えた不当な要求をすること
 - ④ 自ら又はその役員若しくは実質的に経営を支配する者が反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと
 - ⑤ 前各号に準ずる行為を行うこと
 - ⑥ 第三者をして前各号のいずれかに該当する行為を行わせること
 4. 加盟店及び当社は、前各項に違反して相手方に損害を与えた場合、相手方に対し、その損害の全てを賠償するものとします。
 5. 加盟店及び当社は、第2項又は第3項により加盟店契約を解除されたことを理由として、相手方に対し損害の賠償を請求することができないものとします。
 6. 前2項の規定は、本規約に定める損害賠償に関する規定に優先して適用されるものとします。

第34条 (通知・報告)

加盟店契約において行うこととされている通知、報告等については、特に明示する場合を除き、すべて書面又は電子メールの形態で行われるものとします。

第35条 (権利義務の譲渡の禁止)

本規約に明記された場合及び事前に当社から書面による同意を得た場合を除き、加盟店は、加盟店契約に基づく自己の権利若しくは義務又は契約上の地位を第三者に譲渡し、承継させ、貸与し又は自己若しくは第三者のための担保の用に供してはならず、また、その義務を第三者に受託してはならないものとします。

第36条 (契約内容の変更)

以下の各号のいずれかに該当するときには、本規約の内容の変更につき、当社は、変更後

の本規約について加盟店の同意があったものとみなし、個別の合意をすることなく本規約の内容を変更することができるものとします。この場合、当社は、当該変更内容及び効力発生時期を1ヶ月前までに電子メール又は当社のシステム上で加盟店に通知します。加盟店が変更後の本規約の内容に同意できない場合、加盟店は当社に対し解約の申出をすることができます。当社と加盟店は別途協議のうえ定めた期日をもって加盟店契約を解約することができます。但し、この場合、解約によって加盟店に生じた損害につき、当社は賠償する責任を負いません。

- ① 本規約の変更が関係法令の変更、通信回線の利用条件の変更、当社のシステムの仕様変更（サービス改善を含みます）その他本規約の変更が契約の目的に反せず、かつ、変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
- ② 本規約の変更が加盟店の一般の利益に適合するとき

第37条 （準拠法）

本規約及び加盟店契約の準拠法は日本法とします。

第38条 （管轄）

本規約及び加盟店契約に関連する一切の紛争については、訴額に応じ、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第39条 （協議事項）

本規約及び加盟店契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、取引慣行及び関係法令による他、当社及び加盟店は信義に従い誠意に協議することにより解決を図るよう努力するものとします。

(以下余白)